

1花地づ第139号
令和元年12月19日

日本労働組合総連合会岩手県連合会
花巻北上地域協議会
議長 及川 巧 様

花巻市長 上田東一



「2020年度連合岩手政策・制度要求と提言」の要請について（回答）
日頃より、市政の運営に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
令和元年11月18日に要請いただいた件について、次のとおり回答いたします。

1. 労働者施策について

- (1) 企業誘致、中小企業や地場産業の育成を図り、雇用の創設、拡大を図るとともに、雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備に努めること。

雇用の確保は、本市の重要課題の一つとして受け止めておりますが、今後もより多くの就職機会を創出するため多様な分野の企業誘致を展開するほか、市内事業所や地場産業に対し、企業力の向上や課題解決に資する各種支援などを行ってまいります。

また、ハローワークや県等との情報交換を定期的に行い、市内事業所の雇用の安定や労働環境・労働者福祉の改善に対し引き続き関係機関と連携して積極的に取り組んでまいります。

- (2) 最低賃金の改正(2019年10月4日から790円)に関する地元企業への周知を図るとともに、国等による中小企業に対する助成制度など支援策についても地元商工団体等と連携し、周知徹底を図ること。

最低賃金の周知については、「広報はなまき」への掲載を通じて市内事業所へ周知を行っておりますが、国の各種支援施策についても、関係機関と連携しながらより一層の周知徹底を進めてまいります。

担当部長：商工観光部長 志賀信浩
担当：商工労政課長 古川昌（内線285）

- (3) 国、県では産業振興、福祉・保健・医療等に関する各種審議会に労働者代表を参加させているので、花巻市においても労働者の声を市政に反映させるため、各種審議会等に（継続して）労働者代表を参加させること。

審議会等の委員の選任にあっては、設置目的を考慮し、広く市民各界各層から選任することとしており、それぞれの審議会等において当該制度の利用者や市民からの公募を行うなど広くご意見をいただけるよう配慮しております。

なお、花巻市特別職報酬等審議会及び花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議では労働者代表に委員をお願いしております。

今後も広く市民の方のご意見を聴取するよう努めてまいります。

担当部長：総合政策部長 市村律
担当：人事課長 佐々木正晴（内線423）

- (4) 自治体職場、学校職場等における働き方改革を推進し、長時間労働、サービス残業等の是正を図るとともに、いわゆる給特法の抜本的見直しを国に働きかけること。

働き方改革関連法による民間事業所での時間外労働の上限設定などを受け、国家公務員において時間外勤務命令の上限が定められたことから、本市においても平成31年4月1日より、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則として月45時間、年360時間と定めております。

また、長時間労働の是正に向けて、所属長のマネジメントのもと業務の平準化や緊急度・優先度を勘案した業務の見直し、計画的な休暇取得の促進による職員のワーク・ライフ・バランス実現への配慮、時間外勤務の事前命令・事後確認の徹底などに継続的に取り組んでまいります。

担当部長：総合政策部長 市村律
担当：人事課長 佐々木正晴（内線423）

学校現場における働き方改革につきましては、平成27年度から校長代表、副校長（衛生推進者）代表、職員代表及び市教育委員会を構成員とする「花巻市教育委員会教職員多忙化解消対策会議」を設置し、教職員の多忙化の実態とその解消に向けた取組状況を共有・分析するとともに、解消に向けた効果的な取組の検討を行っております。

その取組の一環として、今年度は、県教育委員会策定の「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に則り、「花巻市部活動の在り方に関する方針」を策定し、部活動の適切な運営のための体制整備を実施したほか、時間外における保護者からの電話や来校相談等について、原則、朝は7時30分以降、夕方は18時までとすることについて保護者あてに協力依頼を行うなど、新たな取組にも着手しております。

また、令和2年度からは、教職員の多忙化の解消を目的の一つとした学校給食費の公会計化を予定しており、現在、実施に向けた準備を進めております。

今後につきましても、学校、教育委員会、保護者、地域及びその他関係機関・団体等が一体となって、教職員の多忙化の解消に取り組んでまいります。

担当部長：教育部長 岩間裕子
担当：学務管理課長 佐々木晋（内線9-30-331）

(5) 自治体職場における「会計年度任用職員」移行が、本人の意思に反しての雇止め、賃金労働条件の改悪や行政サービスの低下になることがないよう、当事者や労働組合と十分協議すること。

会計年度任用職員制度への移行に当たっては、花巻市職員労働組合との協議を行いながら進めてきたところであり、今後、要綱・マニュアルを整備し、現在の臨時的任用職員・非常勤職員に制度の内容等について説明を行ってまいります。

なお、現在パートタイムの勤務となっている一般職非常勤職員が、同一の職と認められる会計年度任用職員の職に就いた場合は現給を保障し、現在フルタイムで任用している臨時的任用職員を会計年度任用職員に移行する場合は、フルタイムでの任用を基本として進めてまいります。

(6) 包括的な民間委託の仕組みづくりについては、職員や住民の理解と協力を得て構築していくことが不可欠であり、安易に民間企業の営利の対象とすることなく十分な検討と慎重な判断を行い、未来を見据え行政としての責任を果たしていくよう求める。

また、民間委託のとなった場合であっても、最低でも「会計年度任用職員」相当以上の待遇を得られるよう、委託契約内容や委託料算定等に十分な配慮を行い、公共サービスの一翼を担う民間労働者の質の向上と人員の確保に積極的に関与し、官製ワーキングプアの防止に努めるよう求める。

本市においては、人口減少社会における少子・高齢化の進展、市民ニーズの高度化・多様化・複雑化などにより市の役割や業務は拡大し、これに伴い職員の負担が増加しており、本来市職員が注力すべきと考えられる「政策の企画・立案」、「地域住民との丁寧

なコミュニケーション」、「民間事業者や関係団体等との信頼関係づくり」などの業務に、必ずしも十分な時間と労力を割けない状況となっております。

一方、業務量の増加に対応するため職員数を増加させることについては、人口減少による将来の財政状況の硬直化や、今後予定されております定年延長を見据えれば、厳しい状況であると考えておりますことから、業務の見直しによる効率化やＩＣＴの活用のほか、本来、市職員が最も注力すべきと考えられる業務に注力する体制を構築するため、定型的な業務を民間事業者へ包括的に委託することについて検討を進めてきたものであります。

包括業務委託については、今後とも委託可能な業務について各部署と時間をかけて打ち合わせを行い、花巻市職員労働組合との十分な協議を経た上で、委託しても業務の遂行に問題がないと判断できることを前提として、その採用を検討します。

また、委託することとなった場合は、これまで非常勤職員等で勤めていた職員の委託先での雇用等につきましても待遇等を含め配慮してまいります。

担当部長：総合政策部長 市村律

担当：人事課長 佐々木正晴（内線 423）

(7) 教職員の長時間労働是正に向けて、勤務時間管理の適正化をはかるとともに、安全衛生委員会の設置・開催等、労働安全衛生体制の整備を徹底すること。

教職員の時間外勤務の状況については、平成 28 年度より、各教職員の申告に基づく時間外勤務実績を各学校長がとりまとめ、四半期ごとに市教育委員会に報告し、市教育委員会では、その集計を行い、時間外勤務の実態把握と要因の分析等を行っております。

さらに、今年度からは、平成 30 年度に各教職員の校務用パソコンに導入した資産管理ソフトを活用してログインとログアウトの時間を記録・保存し、時間外勤務実績の客観的把握についても併せて実施しております。

また、各学校においては、校長、副校長（衛生推進者）、職員代表を構成員とする「学校安全衛生会議」を定期的に開催し、教職員の健康の保持・増進、職場環境の整備等に関する調査・検討を実施し、快適な職場環境の形成に努めています。

担当部長：教育部長 岩間裕子

担当：学務管理課長 佐々木晋（内線 9-30-331）

(8) 東北労働金庫は、県内の多くの自治体と「自治体等提携融資制度」（協調倍率制度）を創設し、労働者への低利な融資を行うことにより生活の安定と福祉向上を図っているが、融資種類の拡大や住民への周知を図ること。

本市の自治体等提携融資制度は、教育資金の項目によって運用されておりますが、今後も労働者や市中の資金需要の把握に務めるとともに、当制度の需要状況を勘案しながら適正な実施を行い、より一層の周知を進めます。

担当部長：商工観光部長 志賀信浩

担当：商工労政課長 古川昌（内線 285）

2. 社会福祉、保健医療の拡充について

(1) 生活困窮者対策については、自治体によって実施方法・内容に差があるが、任意事業である就労準備支援・一時生活支援・家計相談支援・学習支援の各事業を積極的に実施するよう体制を強化すること。

当市では、生活困窮者自立支援法施行以前の平成 25 年 10 月から県内でもいち早く「生活困窮者自立支援モデル事業」を実施しており、関係機関等と一体となって生活困窮者の自立に向けた総合的、包括的な支援を実施しております。現在、当市において

は、必須事業の「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」、任意事業の「家計改善支援事業」、「就労準備支援事業」及び「子どもの学習支援事業」を実施しております。（「自立相談支援事業」、「家計改善支援事業」及び「就労準備支援事業」は花巻市社会福祉協議会への事業委託）

また、平成26年度より市役所内に社会福祉協議会分室を設け、当該事業の窓口の設置、支援員の配置により、庁内関係部署等との連携が図りやすい体制整備に努めております。

- (2) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組むよう体制を強化するとともに、当事者の意見等が施策に反映されるよう配慮すること。

子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援につきましては、就労、教育、保育及び医療などの他分野からの参画・協力が必要となりますことから、各部門との協議検討に加え、現在、県が策定を進めている、次期「いわて子どもの貧困対策推進計画」等を見据えながら対応してまいります。

本市における相談体制として、市担当課内に婦人相談員と家庭相談員を配置して、生活や子育ての悩みを抱える方々からの相談に対応するとともに、ひとり親世帯等への支援制度の情報提供を行っております。

また、市が花巻市社会福祉協議会に事業委託している生活困窮者自立支援事業の自立相談支援員や家計改善支援員をはじめとして、県南広域振興局花巻保健福祉環境センターの母子・父子自立支援員や岩手県福祉総合相談センターの婦人相談員とも連携して相談支援に対応しております。

さらに、平日及び土・日曜日の女性相談、月1回の女性弁護士による女性相談をNPO法人に事業委託し、より相談しやすい環境づくりに努めているところであります。今後とも関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援を行ってまいります。

前述の女性弁護士による女性相談は、まさに提言をいただき開始した事業であり、今後も意見・提言には耳を傾け、有用なものは施策に取り込むよう努めてまいります。

- (3) いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。

本市における「子ども食堂」の開催状況につきましては、昨年5月より花巻ロータリークラブが主催し、子どもの居場所づくり、孤食の解消を目的とした「ぬくまる食堂」が開催され、支援や交流の場が広がっております。

当市といたしましては、今後も民間の活動と一体となりながら、新規開設を希望する団体への情報提供を行うなど適切な対応を行ってまいります。

- (4) 改正児童福祉法で市町村の役割とされた子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会への専門職員の配置等、児童虐待防止対策、子どもを守る体制を強化すること。

当市では、健康づくり課内に子育て世代包括支援センターを設置しており、保健師等の専門職により妊娠期から子育て期にわたる支援の中で、家庭相談員や関係機関との連携を図りながら包括的な切れ目のない支援を行っております。

地域福祉課内に設置している家庭児童相談室では、3名の家庭相談員が児童虐待など児童の養護に関する相談のほか児童の福祉に関する相談をお受けし、助言指導や個別支援を行っております。

平成18年からは花巻市要保護児童対策地域協議会を設置し、構成員として保健医療、警察・司法、人権擁護、教育、児童福祉分野から委員を選出いただき、要保護児童対策や児童相談所及び当市における児童相談の受理状況などの情報共有を図り、各機関

の役割分担や連携支援について協議、検討を行っております。協議会は代表者会議（年1回開催）と実務者会議（年5回開催）に区分され、実務者会議では個別ケースについて、より細やかな情報共有を行いケースの処遇について検討を行うとともに、特に児童虐待の対応については必要に応じて個別ケース検討会議を随時開催し、的確な支援に努めております。

また、直接子どもと関わる保育・学校関係者に対し、虐待についての研修や通告の義務についての説明を行うなど、児童虐待の未然防止・早期発見に努めております。

併せて、子ども家庭総合支援拠点の整備につきまして、国の目標である2022年度の設置を目指し対応してまいります。

担当部長：健康福祉部長 高橋靖
担当 当：地域福祉課長 瀬川文彦（内線509）

(5) 地元で適切な医療が受けられるよう、特に皮膚科や耳鼻咽喉科等については病院数が少なくいつも混んでいる事から、これらの増設推進及び医師確保に努めること。

岩手県内においては、医師不足と医師の地域偏在によって皮膚科や耳鼻咽喉科も含めた医師の確保が厳しい状況が続いております。地域医療の提供体制は、岩手県が定める岩手県保健医療計画の二次保健医療圏毎に構築しているため、医師確保に関しては全県的に取り組むことが必要と考えており、その具体的な取組に関しては、岩手県は令和元年度末までに岩手県医師確保計画を決定するとしています。

そのような中、医師確保については、花巻市が独自に皮膚科や耳鼻咽喉科など特定の診療科目の医師の確保に取り組むことは困難であることから、岩手県と連携して医師確保を図って参りたいと考えております。

なお、医療施設及び設備の整備に関しては、岩手県の補助金制度について岩手県から県内の病院へ情報提供されているほか県公式ホームページなどで広く周知されておりまますから、開設者にあっては、必要な補助金を活用されているものと認識しております。

担当部長：健康福祉部長 高橋靖
担当 当：地域医療対策室長 長山義博（内線526）

(6) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るため、処遇改善加算等制度の活用を事業者に周知徹底すること。

(医療)

医療関係職員への処遇改善等に関しては、医療機関が診療報酬を算出する際ににおいて処遇改善を実施した場合には、診療報酬点数を加算できることとなっており、各医療機関においては、診療報酬改定時などに公益社団法人全日本病院協会などの関係団体が開催する研修会や説明会に参加して情報を得ていると聞いております。

岩手県内では、岩手県が医師等の勤務環境に関する取組を県公式ホームページで公表し、県内の医療施設などに必要に応じて情報提供しているほか、一般社団法人岩手県私立病院協会や岩手県医師会等においても診療報酬改定に関する説明会や研修会を開催しているとのことであり、広く周知されているものと認識しております。

担当部長：健康福祉部長 高橋靖
担当 当：地域医療対策室長 長山義博（内線526）

(介護)

介護職員の処遇の向上や人材確保、職場への定着を図るために、事業所に対して処遇改善加算制度の周知を行うとともに、各事業所の状況の把握を行い、処遇改善に取り組んでいただくよう働きかけてまいります。

また、関係機関と連携し、事業所への集団指導会などの機会を通じて労働基準関係法令の周知に努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 高橋靖

担当 当:長寿福祉課長 佐藤拓史 (内線 595)

(保育)

保育所等の職員の処遇改善につきましては、平成29年度から従前の加算（処遇改善加算Ⅰ）に加え、キャリアアップ研修の仕組みを構築し、技能や経験を積んだ職員について加算を行う制度（処遇改善加算Ⅱ）が創設され、市内の大半の保育所等でこれらの処遇改善の取組が行われております。

今後におきましても処遇改善加算の活用が推進されるよう、市といたしましても引き続き制度の周知を図るとともに、必要に応じて事業者への助言を行ってまいります。

担当部長：教育部長 岩間裕子

担当 当:こども課長 今井岳彦 (内線 9-30-341)

- (7) 共働きで且つ祝日に働く家庭も少なくない事から、祝日の預かり保育について（小学生低学年の学童保育も含め）検討すること。

平成30年度に市が就学前児童及び小学校1年生から4年生までの児童を持つ保護者を対象に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、その中で休日の教育・保育事業及び学童クラブの利用意向につきましても調査を行っております。

この調査結果によりますと、休日に仕事を理由として保育の利用を希望する保護者の回答が一定程度あり、利用意向があることを把握できたところです。

一方、市の現状といたしまして、平日の保育において待機児童が生じているところであります。これを解消することを喫緊の課題として捉え、保育施設の整備や保育士の確保のための事業など、さまざまな取組を行っております。

しかしながら、待機児童は未だ解消に至っていないことから、現時点におきましては、平日の待機児童を解消するため、その対策に重点的に取り組むこととしております。

担当部長：教育部長 岩間裕子

担当 当:こども課長 今井岳彦 (内線 9-30-341)

- (8) 食品ロス(フードロス)が全国的に叫ばれている事から、自治体としても食品ロスが無くなる様アピールをするとともに、フードドライブ(食品回収運動)についても関係団体と共に取り組みを推進すること。

本市では、各地域で開催される出前講座や市の広報紙、ホームページなどを活用し、食べ切れる分だけの食品購入や料理の食べ残しを減らすなどの生ごみの減量を意識した取組について、市民や市内事業者に対し啓発を行っております。

また、食品ロスの削減に向けた取組の一つであるフードドライブについては、提供食品の品質・衛生管理や在庫保管場所の確保、配送方法などの課題があることから、他自治体の例を参考にしながら検討を行ってまいります。

担当部長：市民生活部長 布臺一郎

担当 当:生活環境課長 松原弘明 (内線 264)

3. 教育の拡充について

- (1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」「無利子奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。

現在貸与型の奨学金制度を無利子で貸与し運営しておりますが、平成28年度からは貸付対象者の成績要件を廃止し、さらに入学一時金を新設するなど、より多くの方に利用いただけるよう制度の拡充を図っております。

また、平成29年度からは、従来の市奨学金制度に加え、経済的に困窮している方に対し返還時の負担を軽減するため、卒業後の本市への居住を条件に奨学金の返還を免除す

る返還免除型奨学金「はなまき夢応援奨学金制度」を創設しております。対象者は、世帯の所得額等一定の条件があるものの、月額2万円の貸与を受けることができ、貸与終了後、市内に居住している期間は返還が免除となります。

さらには、返還補助制度として、平成28年度から「ふるさと保育士確保事業補助金」及び「ふるさと奨学生定着事業補助金」、平成30年度から「介護人材確保事業補助金」、今年度から「助産師等確保事業補助金」を創設し、それぞれ一定の要件のもと、返還月額の半額補助を実施しております。

なお、「給付型奨学金」については、市独自の制度を創設することは財政的な負担が大きく困難であると認識しておりますが、国（日本学生支援機構）の「給付型奨学金」が、制度改革に伴い、令和2年度から大幅に拡大されることから、その採用状況を見極めながら、必要に応じて新たな支援策について検討してまいります。

担当部長：教育部長 岩間裕子

担当 当：学務管理課長 佐々木晋（内線9-30-331）

(2) 学校配分予算について、運営に十分な予算措置か学校の意見を十分に踏まえて検証と対策を行うこと。

また、学校徴収金について、学校配分予算が少ないとにより、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がでないようにガイドライン等を示し、必要に応じて十分な予算措置を行うこと。

各学校への予算配分については、全学校共通の要望項目については校長会を通じて、各学校独自の要望項目については各校長を通じて次年度の予算要望をいただいており、これらを集約しながら内容を精査し、各学校に予算配当しているところです。今後につきましても、各学校の事業計画を精査しつつ、必要な予算の確保に努めてまいります。

担当部長：教育部長 岩間裕子

担当 当：学務管理課長 佐々木晋（内線9-30-331）

担当 当：学校教育課長 中村哲（内線9-30-360）

(3) いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増員すること。

いじめについては、平成26年12月に「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」を定めるとともに、いじめ防止等の対策を実効的に行うために「花巻市いじめ問題対策連絡協議会」を常時設置しているほか、平成29年度に「花巻市いじめ問題対応マニュアル」を策定し、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応についての対応方針や手順を示しております。

学校では、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、同マニュアルを活用していじめについての共通理解を図り、未然防止に努めるとともに、学校ごとにいじめ防止基本方針を定め、早期発見、早期解決を図る体制をつくり、学校全体として児童生徒一人一人の状況の把握に努めています。

教育委員会では、毎月、学校からいじめの認知について報告を受け、内容を確認するとともに、支援体制として、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、生徒支援員を配置して児童生徒からの相談や学校の支援にあたっています。また、相談員や支援員が集まり、虐待など心配な家庭の事案も含めて、月1回ケース会議を開いて情報の共有や問題解決に向けて協議を行っています。

学校において虐待の疑いが認められた場合には速やかに福祉事務所へ通報するなど、児童生徒の安全を確保するための対応フローを定めるとともに、毎年、教職員を対象とした虐待防止のための研修会を開催し、意識の共有を図っております。

小中学校では、スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実が図られていることから、増員は検討しておりませんが、今後も関係機関

と連携を図りながら、児童生徒の実態把握に努め、必要な手立てを講じるよう学校を支援してまいります。

担当部長：教育部長 岩間裕子
担当：学校教育課長 中村哲（9-30-360）

- (4) スラックラインやボルダリングと言った新スポーツが根付き始めている事から、スポーツ活動推進の為、これら市内スポーツ団体への支援や施設の拡充を図ること。

当市では、平成24年度に大迫体育館内にクライミング施設を設置しており、平成25年度には、日居城野運動公園内にスケートボード場を設置しております。また、本年度予算において、スラックラインを備品購入することを予定しており、新たなスポーツの活動推進を進めております。

市内の新たなスポーツ団体への直接的な支援については、現存している各種スポーツ競技協会等に対しても直接支援しているわけではないため、難しいと考えております。

担当部長：生涯学習部長 市川清志
担当：スポーツ振興課長 鈴森直明（内線318）

4. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 震災からの復興について、被災者市内定住者の心のケア等今後も必要な支援を国・県とともに継続すること。

当市で生活している東日本大震災により被災された方々は、令和元年10月31日現在で190世帯、357人となっており、それぞれ岩手県が借り上げた物件や親戚知人宅等で生活されているほか、被災者のための災害公営住宅30戸を平成31年3月に整備し、4月から提供を開始しております。

被災者の方々の心のケアとしましては、被災者支援団体が被災者と地域住民との交流を促進する事業を実施する際の事業費の補助を実施しているほか、令和元年8月にアンケート調査を実施し被災者の方々のニーズの把握に努めております。

また、被災者世帯の見守り・相談・情報提供を通じた支援等を実施する社会福祉協議会の東日本大震災被災者生活支援事業の生活支援相談員派遣に対し、情報提供を実施しております。

この他、市では被災者の生活再建に資するため、移動手段の無い高齢の方へのタクシー料金の補助等実施しており、令和2年度も継続することとしております。

また、医療費や介護サービス利用料の負担を軽減するために、現在、東日本大震災における国民健康保険一部負担金の免除や介護保険サービス利用者負担の免除につきまして国や県からの一部補助により実施しておりますが、この免除につきましては令和2年12月まで継続していくこととしております。

- (2) 防災・減災対策を一層拡充し、住民に周知すること。

近年、自然災害が多発するなかで、ハード対策のみによる防災対策の限界が認識され、想定を超える災害に対応するための危機管理の重要性が言われるようになりました。市では、災害情報伝達体制や避難行動要支援者支援の推進などソフト対策を積極的に進めています。その対策の一つがハザードマップ作成・配布事業です。当該事業は市の減災対策のなかでも重要施策として位置づけられ、今年度においても土砂災害警戒区域として岩手県の指示により、新たに指定された全世帯にハザードマップを配布し周知の徹底を図っております。

市が避難勧告等を発令する場合の地域住民への情報伝達手段として市では、土砂災害警戒区域や土砂災害危険個所に居住する世帯及び防災活動組織や要配慮者利用施設等に

防災ラジオを配布しております。市が避難勧告等を発令した場合には、防災ラジオは自動的に電源が入ったり、受信している周波数が切り替わり避難の発令を知ることができます。また希望者には防災ラジオの配布（有償）を行っております。そのほか、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、えふえむ花巻による緊急放送、エリアメール（緊急速報メール）、大迫地区の防災行政無線、東和地区の有線放送による伝達のほか、広報車による巡回広報を実施いたします。

担当部長：総合政策部長 市村律
担当 当：防災危機管理課長 菅原一憲（内線 474）

(3) 公共交通の維持に向けて、事業者に対し必要な支援を行うこと。

花巻市の公共交通施策につきましては、平成 29 年 6 月に策定した本市の公共交通施策のマスター・プランとなる花巻市地域公共交通網形成計画（計画期間：平成 29 年度～令和 5 年度）に基づき、市内における公共交通ネットワークの利便性の向上に向けた取組を行っております。

これまで本市では、地域住民の生活交通の確保を図るためコミュニティバスや予約応答型乗合交通を運行しておりますが、運行事業者に対しまして補助金による支援を行っております。

また、民間路線バスの運行につきまして、市域を跨り運行する広域生活路線に対し国や県と協力し補助金による支援を行っているほか、市民生活において重要な路線につきましては、市独自の補助金による支援を行っております。

今後も、公共交通の維持・確保のため、引き続き必要な支援を行ってまいります。

担当部長：建設部長 遠藤雅司
担当 当：都市政策課長 佐々木賢二（内線 570）

(4) 国連で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）を市政に反映させること。

SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 17 の国際目標であり、国の実施指針においては「あらゆる人々の活躍の推進」、「健康・長寿の達成」などの 8 つの優先課題を設定して推進することとしています。

花巻市がこれまで取り組んできた施策は、男女共同参画や、命や健康を守るために各種取組など、その多くが SDGs の考え方や 8 つの優先課題の内容に合致するものと考えております。

今後、市として、さらに持続可能なまちづくりのために新たな施策が必要となる場合には、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

担当部長：総合政策部長 市村律
担当 当：秘書政策課長 菅野圭（内線 470）

(5) 信号待ちや歩行している児童の列に自動車が突っ込む痛ましい事故があることから、通学路等児童が多く利用する歩道について、危険個所の確認及び周知とその安全対策、併せて見通しの悪い交差点へはカーブミラー設置を関係機関へ要請すること。

市では 1 年を通じて道路パトロールを行い、異常があればその都度、補修を行っていますが、補修に時間が掛かる場合には、現地に看板などで道路に異常があることを知らせるとともに、区長などに情報提供を行っております。

信号待ちや歩行している児童の列に自動車が突っ込む痛ましい事故があつてから、市内の幼稚園や保育園・花巻市教育委員会・花巻警察署との合同で、未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検を行い、対策が必要と判断した箇所に、区画線や防護柵の設置などの安全対策を行っており、また、道路管理者として幼稚園や保育園周辺の道路を、

重点的にパトロールを行い、舗装段差や防護柵の補修などを行ったところであり、今後も、必要に応じて補修や安全対策を行ってまいります。

カーブミラーの設置については、道路管理者で設置する場合と、地区で設置する場合があります。道路の拡幅や防雪柵などの設置により、見通しが悪くなった箇所には、道路利用者の安全を確保するため、道路管理者である市がカーブミラーを設置しておりますが、民有地での塀や樹木などにより見通しが悪くなった箇所については、地区でカーブミラーを設置しております。

また、カーブミラーの設置には、設置する場所の確認が必要なことから、設置の要望があった場合には、地区と相談しながら設置の必要性について検討してまいります。

担当部長：建設部長 遠藤雅司
担当 当：道路課長 重茂猛（内線 571）

- (6) 学生が部活などで夜間の帰宅となる場合がある事から、通学路を優先し街灯整備に対する必要予算の拡充を図ること。

街路灯（防犯灯）に関し、現在市では既存灯具の維持管理（電気料金の支払い及び修繕）を担っており、道路拡幅工事等公共事業を除き原則的に新設は行っていないところです。

新設の取扱いいたしましては、市内各地区に所在するコミュニティ会議等が主体となり、地域内での通学路含め暗所解消につき課題として取り上げ、地域づくり交付金を活用しながら必要箇所へ新設または地域内に存する自治会等所有の既存灯具取換えに取り組まれていると認識しております。

担当部長：地域振興部長 久保田留美子
担当部長：市民生活部長 布臺一郎
担当 当：地域づくり課長 菊池司（内線 452）
担当 当：市民生活総合相談センター所長 畠山夕子（内線 458）

- (7) 県道 297 号花巻温泉線の鳥海神社交差点が温泉方向への直進又は右折（北進方向）する車で時間帯により渋滞する事から時差式による渋滞緩和を図るよう、関係機関に要請すること。

市では昨年、当該交差点の渋滞緩和対策のため、花巻警察署に対し矢印式信号機の整備について要望しておりますが、右折式信号機の設置には右折レーンの整備が必要との回答がありました。併せて道路管理者である岩手県花巻土木センターへ右折レーンの整備について要望したところ、右折レーンを整備するためには、枇杷沢川に架かる鳥海橋の架け替えが必要となるため、対応は困難であるとの回答を受けております。

今後とも、当該交差点の渋滞緩和に向け、引き続き関係機関に要請してまいります。

担当部長：建設部長 遠藤雅司
担当 当：道路課長 重茂猛（内線 571）

- (8) 高齢者の免許返納での施策だけではなく、車を必要とする人への施策として、急発進抑制装置等の安全装置を、既存車に取り付ける際の費用の一部を自治体も補助すること。

高齢者への交通安全対策事業として、車の運転に自信がなくなった方や少しでも不安を感じている方が運転免許の返納を考えていただける機会となるよう、自動車運転免許証返納者に 1 万円分のバス・タクシー利用券を交付する事業を行っております。

一方、既販車に対する後付けの安全運転装置につきましては、現在、性能を認定する制度がなく、その機構や性能、作動条件等が様々であることから、本年 6 月 18 日に内閣府が発表した「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」の中で「既販車への後付けの安全運転支援装置の開発を促進するとともに、その性能認定制度の創設と来年度からの実施を検討する。」とされたところです。

こうした動きの中で限られた財源において何ができるのか、今後も国の動向を注視してまいります。

担当部長：市民生活部長 布臺一郎

担当：市民生活総合相談センター所長 畠山夕子（内線 458）

- (9) 熊の出没など危険生物の発生情報が拡散されない状況が見受けられることから、危険な害獣情報は市のHPやSNS等でタイムリーに配信すること。

本市では、ツキノワグマの被害防止対策として、ツキノワグマ連絡体制会議を開催し、目撃・被害情報について、警察、獵友会等の関係機関と迅速に共有し、パトロールの実施により農作物被害の軽減、人身被害の未然防止に努めております。

また、ツキノワグマによる被害や市街地周辺で目撃があった場合は広報車を使用した注意喚起を行うとともに、学校や幼稚園・保育園、関係機関への連絡、フェイスブック、ツイッター等のSNSやホームページ、エフエムワン等を活用して広く情報提供を行い、人身被害が発生しないよう迅速な対応を行っております。

担当部長：農林部長 菅原浩孝

担当：農村林務課長 佐々木昭司（内線 6-276）

- (10) 県内でも犬・猫の殺処分している現状を踏まえ、市民への適正飼養についての啓発と、これら保護・里親への譲渡等、活動している団体への支援をすること。

本市では、狂犬病予防集合注射会場で配布するビラや市の広報紙、ホームページを活用し、市民に対して犬や猫の適正飼養の普及啓発を行っております。

また、猫の譲渡会等を行っている岩手県獣医師会花巻支会に対する支援として、市の広報紙を活用し、市民へ情報提供を行っておりますが、今後も適切な対応を行ってまいります。

担当部長：市民生活部長 布臺一郎

担当：生活環境課長 松原弘明（内線 264）

- (11) 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）に沿って、災害時の同行避難を推進し、この際の受け入れ体制についても整備・検討を進めること。

災害時における避難所でのペットの受け入れについて、国では災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成 25 年 8 月環境省作成）の改訂版として、人とペットの災害対策ガイドラインを平成 30 年 3 月に作成しております。このガイドラインでは、避難所に同行避難したペットについては、避難所又はその近隣に飼養場所を確保した上で受け入れることを定めております。

当市では、現時点において、ペットの同行避難についてのマニュアル等は特に定めていないことから、指定緊急避難場所及び指定避難所でのペットの受け入れは認めておりません。

しかしながら、ペットと一緒に過ごしている方が、ペットを連れて避難したいと思うのは自然な気持ちでありますことから、ペットの同行避難につきまして、国の示すガイドラインや他市町村の先進事例を参考としながら検討をしてまいりたいと考えております。

担当部長：総合政策部長 市村律

担当：防災危機管理課長 菅原一憲（内線 474）

5. ハラスメント対策等について

- (1) 自治体職場はもとよりあらゆる職場でパワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止、性的指向・性自認(SOGI)に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策を強化すること。

市においては、ハラスメントの未然防止及び排除を行うため、「花巻市職員等のハラスメント防止等に関する規程」を設け、ハラスメントやLGBT等に関する職員研修を行いながら職場内の意識啓発に努めているほか、相談や内部通報ができる体制を整えており、今後も継続的に取り組んでまいります。

担当部長：総合政策部長 市村律
担当：人事課長 佐々木正晴（内線423）

第2次花巻市男女共同参画基本計画の基本目標の1つである男女共同参画の理解の促進において、性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を施策の展開として掲げており、市職員研修や市民対象のセミナーの実施により、性的指向や性自認（SOGI）等に関する理解が深まるよう取り組んでおります。また、市広報においても性的少数者に関する特集記事を掲載し、差別や偏見の解消に向けた啓発を行っております。今後も引き続き、性的指向・性自認（SOGI）等に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策に努めてまいります。

担当部長：地域振興部長 久保田留美子
担当：地域づくり課長 菊池司（内線452）

職場でのパワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止、性的指向・性自認（SOGI）に関する偏見に基づく言動を払拭し、働きやすい職場環境とするため、機会を通じ市内事業所等へのより一層の周知に努めてまいります。

担当部長：商工観光部長 志賀信浩
担当：商工労政課長 古川昌（内線285）

- (2) 相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等に、セクハラやDV、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深めるための研修や最新の情報提供を行うこと。

相談対応においては、DVやLGBTなどに関する正しい知識が必要であり、また、秘密の保持や各種関係機関との連携等も重要であることから、「DVに関する職員研修」を毎年実施しているほか、「LGBTに関する職員研修」についても平成29年度から取り組んでおります。今後も、LGBT等に関する理解が深まるよう、職員研修や最新の情報提供を行ってまいります。

担当部長：地域振興部長 久保田留美子
担当：地域づくり課長 菊池司（内線452）

相談対応にあたる市民生活総合相談センター所属の消費生活相談員等に対し、人事課をはじめ府内各課が主催するハラスメント対策に関する研修のほか、県他関係機関が主催する研修への積極的な参加を促し、相談対応力の向上に努めてまいります。

担当部長：市民生活部長 布臺一郎
担当：市民生活総合相談センター所長 畠山夕子（内線458）

花巻市民生委員児童委員協議会では、年に一度の全体研修のほか高齢福祉部会など4つの部会に分かれた研修をそれぞれ行っており、社会情勢や福祉における最新の動向及び地域の課題をとらえた題材を研修テーマとしています。

本年10月11日に実施された障がい福祉部会の研修会では、市内にある児童養護施設を見学し児童虐待に関する講演を受講したほか、毎月開催されている花巻市民生委員児

童委員協議会定例会において、DV防止について考えるセミナーの案内、児童虐待防止推進月間（毎年11月）のチラシを配布したところであり、今後も民生委員に対し、DVや児童虐待等の活動に資する研修の開催や情報の提供などに努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 高橋靖

担当 当：地域福祉課長 濑川文彦（内線509）

児童虐待については、児童生徒の生命や安全を守るために、迅速で的確な対応が求められることから、福祉事務所と連携して「花巻市・教育委員会 虐待対応フロー」を作成し、学校において虐待の疑いが認められる場合は速やかに福祉事務所への相談、通告を徹底しております。

また、実際に学校で事案が発生した場合に適切な対応ができるよう、管理職を対象とした演習形式の研修を行い、職員間の共通認識が図られるよう周知しております。

DV、LGBTや性的指向・性自認（SOGI）については、関係機関の実施する研修等を学校にも情報提供しながら、教職員や教育相談員の理解を深められるよう努めてまいります。

担当部長：教育部長 岩間裕子

担当 当：学校教育課長 中村哲（9-30-360）